

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

平成28年第1回定例会
新冠町議会会議録
第1日 (平成28年3月9日)

◎議事日程 (第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- | | | | |
|--------|--------|--|---|
| 日程第 1 | | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | | 行政報告
《町長》
1. 個人番号の通知及び個人番号カードの交付状況について
2. 新冠町まち・ひと・しごと「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定について
3. JR日高線の復旧に向けた取組等について
4. 平成27年国勢調査速報について
5. 株式会社新冠ヒルズの運営について
6. ピーマン集出荷選別施設整備事業について
7. 新冠町地域商品券の販売結果について
8. 診療所所長の就任について
《教育長》
1. 教育委員の活動について
2. 学校教育の推進について
3. 新冠町立認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について
4. 社会教育の推進について |
| 日程第 5 | 同意第 1号 | | 新冠町公平委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 同意第 2号 | | 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 報告第 1号 | | 例月出納検査等の結果報告について |
| 日程第 8 | 報告第 2号 | | 専決処分について (損害賠償の和解及び損害賠償の額の確定について) |
| 日程第 9 | 報告第 3号 | | 専決処分について (損害賠償の和解及び損害賠償の額の確定について) |
| 日程第 10 | 承認第 1号 | | 専決処分について (平成27年度新冠町一般会計補正予算) |
| 日程第 11 | 承認第 2号 | | 専決処分について (新冠町税条例の一部を改正する条例について) |

日程第12	議案第1号	新冠町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第2号	新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第3号	新冠町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第4号	新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第5号	過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第6号	学校林条例を廃止する条例について
日程第18	議案第7号	新冠町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
日程第19	議案第8号	町道の路線認定について
日程第20	議案第9号	町道の路線廃止について
日程第21	議案第10号	町道の路線変更について
日程第22	議案第11号	平成27年度新冠町一般会計補正予算
日程第23	議案第12号	平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第24	議案第13号	平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
日程第25	議案第14号	平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第26	議案第15号	平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第27	議案第16号	平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員 (12名)

1番 竹中進一君	2番 堤俊昭君
3番 氏家良美君	4番 但野裕之君
5番 武田修一君	6番 須崎栄子君
7番 椎名徳次君	8番 秋山三津男君
9番 武藤勝圀君	10番 長浜謙太郎君
11番 鳴海修司君	12番 芳住革二君

◎出席説明員

町長	小竹國昭君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	小笠原広明君
総務課長	中村義弘君
町民生活課長	佐渡健能君
保健福祉課長	堤秀文君
建設水道課長	坂東桂治君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	坂本隆二君
特別養護老人ホーム所長	山下利幸君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	鷹觜寧君
町民生活課総括主幹	山谷貴君
建設水道課総括主幹	関口英一君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
産業課総括主幹	坂本博君
教育委員会社会教育課総括主幹	湊昌行君
農業委員会事務局次長	長谷川誠君
収納対策本部次長	田村一晃君
税務課総括主幹	杉山結城君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	原田和人君
議会事務局係長	曾我和久君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成28年第1回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 堤 俊昭議員、3番 氏家良美議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 日程第2 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの10日間とすることに決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、3月11日から14日までの4日間及び3月16日の1日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、3月11日から14日までの4日間及び3月16日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、平成27年第4回定例会において可決された「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書」他1件は、関係機関に提出しておきましたので、ご了承願います。次に、広域連合並びに一

部事務組合議会の開催経過については、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。次に、閉会中の諸行事の出席状況は、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名を、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 本日、平成28年第1回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成27年第4回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに「個人番号の通知及び個人番号カードの交付状況について」ご報告申し上げます。平成27年10月5日「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」が施行され、全ての国民に12桁の個人番号が割り振られており、法施行後、各個人の個人番号は、通知カードによって世帯ごとに通知されております。通知に当たっては転送不要の簡易書留郵便によって送付され、名宛人不在及び転居などの理由で不達となった通知については、郵政公社の所定の手続きの後、役場に返戻されています。新冠町民への通知カードの配送は、11月2日に始まり、同月13日に終了していますが、平成27年中に不達として役場に返戻のあった通知カードは、584人分の393通でございました。これら返戻された通知カードは、受領を促す通知を役場から送付するなど、行いましたことから、3月7日現在不達として役場が保管する通知カードは、139人分の91通となっています。通知カードを受領した方で希望する方は、地方公共団体情報システム機構へ個人番号カードの交付申請を行い、個人番号カードを取得することができます。交付申請を行った方の個人番号カードは役場へ送付され、役場窓口で本人確認と暗証番号の設定を行った上で個人番号カードを交付しております。個人番号カードの交付は1月28日から始まり、また交付に当たっては毎週火曜日及び木曜日には午後7時まで受取り窓口を開設するなど、受取りの状況を鑑みて適宜円滑な受領事務に努めたところです。その結果、これまで個人番号カードの交付を受けた方は、3月7日現在、71人となっております。今後も個人番号カードの交付をはじめ、個人番号事務は続きますが、特定個人情報の取扱いであることを常に念頭に置き、細心の注意を払いながら、効率的で利便性の高い事務手続きを執り進めて行く所存ですので、よろしくお願い致します。

次に「新冠町まち・ひと・しごと「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定について」申

し上げます。平成26年11月に公布されました「まち・ひと・しごと創生法」により、市町村は、地域の実情に応じた、まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画として、地方版の総合戦略及び人口ビジョンを平成27年度中に定める努力義務が課せられました。当町におきましては、平成27年1月、役場庁内に新冠町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定本部を設置し、4月には、策定の段階で様々な立場の方から広く意見を聴取するため、自治会連合会や産業団体、教育機関等の代表者で構成する新冠町総合戦略推進会議を立ち上げるとともに、町議会ははじめ、町民の皆さんのご意見等を反映し、人口ビジョン及び総合戦略を策定いたしました。総合戦略の施策や事業につきましては、役場職員のワーキンググループによる事業提案や、町民からのアイディア・事業の提案を募るとともに、農協女性部、商工会女性部及び青年部との意見交換会を開催し、策定したものです。人口ビジョンは、2060年を展望したもので、2010年の国勢調査に基づく人口5775人が、国（国立社会保障・人口問題研究所）では、2724人と推計されておりますが、当町における平成25年時点の合計特殊出生率1.41を、アンケート調査結果から算出された希望出生率の1.83の実現や、20代の若い世代の転入を増加させること、また、転出超過人数を国の推計の2分の1に縮小させることによって、50年後の2060年の人口は、3500人から3400人を維持することを展望しております。また、総合戦略は、人口ビジョンを達成するための基本計画であり、推進期間は5年間となっております。戦略は、まち・ひと・しごとの5原則である、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を踏まえて各施策を推進するもので、基本目標として、1点目に新冠町における安定した雇用をつくること、2点目に新冠町への新しいひとの流れをつくること、3点目に若い世代が安心して新冠町で結婚・出産・子育てができる環境をつくること、4点目に時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、多様な主体と連携すること、を掲げております。これらの基本目標ごとに、数値目標と施策の基本的方向及び、具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）を掲げております。基本目標1の安定した雇用をつくるでは、農業の担い手育成・確保、農業所得向上と経営の安定化、新たな雇用創出と人材育成を基本施策とし、農業分野における新たな担い手者10人、新規雇用者及び起業家40人を目標値としております。基本目標2の新しいひとの流れをつくるでは、交流人口の拡大、定住移住の促進、多様な人材の誘致を基本施策とし、観光入込客数44万人、20～30代の転出入者の差40人増を目標値としております。基本目標3の若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくるでは、未婚化・晩婚化への対応、安心して子どもを産めるための対応、子ども・子育て支援の充実、子育てしながら仕事ができる環境づくりを基本施策とし、15～49歳女性の有配偶率63%、出生者数210人、合計特殊出生率1.63を目標値としております。基本目標4の時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、多様な主体と連携するでは、民間等との連携による住・生活環境づくり、人と地域の元気づくりを基本施策とし、20～30代の転出入者の差40人増、移住定住人口60人を目標値としております。戦略の具体的な事業につい

では、基本的に継続及び拡充分は平成28年度当初予算において計上し、新規事業は国の新たな交付金の採択・活用を目指し、補正予算による対応を考えております。また、この総合戦略は、毎年、進捗状況や達成度について、新冠町総合戦略推進会議や町議会はじめ、関係者の意見等をいただきながら、PDCA（プラン計画、ドゥ実施、チェック評価、アクション改善）サイクルに基づき、検証・見直しを行っていきます。

次に、昨年1月から運休が続いておりますJR日高線につきまして、昨年12月の第4回定例会で報告した以降の取組等について、ご報告申し上げます。鉄道会社と地域が一体となって、JR日高線を持続的に維持するための各種取組を検討・推進することを目的として、管内7町長及びJR北海道担当副本部長、日高振興局長、道総合政策部担当局長で構成する「JR日高線沿線自治体協議会」の第2回目となる会議が、2月28日に当町役場で開催されました。会議では、昨年11月に「JR日高線と地域振興に関する検討会議」がJR北海道に提出した、「JR日高線の利用促進に関する検討報告書」に基づく提案事業について、受理したJR北海道として、具体的な効果や係る費用等を精査し、その結果に基づき議論がなされるものと考えておりましたが、JR北海道からは、「検討報告書でのご要望につきまして」と題した書面とともに説明があり、「地域への貢献のため、検討して参ります。」や「可能な範囲で検討して参ります。」といった文言が並び、まったく提案事業の精査がされておられませんでしたので、残念ながら議論は進展いたしませんでした。

今後は、提案事業に対する精査をJR北海道でしっかりやってもらい、その上で担当者レベルの幹事会を経て、次回の会議を開催することで確認いたしました。このことから、当初は、年度内に何とか道筋を付けたいと考えておりましたが、こういったことで、復旧や運行再開の時期が更に遅れる状況となっております。本件に関しましては、これまで同様、早期復旧、早期再開に向け、各町及び関係機関とともに活動を進めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、昨年10月1日を基準日とする平成27年国勢調査が実施され、その速報値が公表されましたので、ご報告申し上げます。まず、北海道全体では、平成22年の前回調査と比較して、人口は2.2%減（12万2840人減少）の538万3579人、世帯数は0.7%増（1万6185世帯増加）の244万502世帯となっております。人口が増加した自治体は、札幌市をはじめ4市4町の計8団体となっております。次に日高管内では、前回調査と比較して、人口は8.3%減（6283人減少）の6万9038人、世帯数は4.2%減（1353世帯減少）の3万1126世帯となっております。当町におきましては、前回調査と比較して、人口は3.1%減（179人減少）の5596人、世帯数は0.7%増（16世帯増加）の2404世帯となっております。

この結果を全道179市町村で見ますと、増加した8自治体を含め減少率が低い順番で当町は22番目に位置し、22団体から市を除くと14番目となります。この5年間を住

民基本台帳の人口を基に見てみますと、出生から死亡を差引いた自然要因では163人の減少となっており、転入から転出を差引いた社会要因では19人増となっております。このことから、定住移住や日高食肉センターの誘致をはじめ、各種政策の展開により、社会要因による減少は抑制できたものの、今後は、これまでのような成果を過度に期待できない側面もあることから、自然減少の要因である少子化及び高齢化対策にしっかり取り組まなければ、人口減少が加速度的に進むものと思われ、私をはじめ町職員による政策提案はもとより、議員各位や町民の皆さんからの助言や提案等、また、まちづくり全般に対するご協力につきまして、改めてお願い申し上げます。

次に「株式会社新冠ヒルズの運営について」申し上げます。町の出資団体である、株式会社新冠ヒルズの経営状況につきましては、毎年6月招集の第2回定例会において報告しているところでありますが、近年は営業収益で赤字の状態が続いておりました。このようなことから、同社では専門のコンサルタントによる経営診断をこれまで2回実施し、その指摘事項に対する改善の努力を職員が一丸となって取り組み、経費の削減など一定の成果をあげたものの、一方で売上が年々減少しており、結果として赤字経営から脱却するには至っておりません。また、平成26年度の株主総会では、前年度の赤字決算に加え、新年度予算においても当初から赤字計上になるなど、株主からは経営の行き詰まりを懸念する声や、会社の抜本的な見直しなどについても意見が出され、運営等のあり方について検討する旨を、社長である私から答弁いたしましたところでした。その後、経営の改善を図るための方策として、ホテル業を営んでいる企業からの経営指導等について相談するなどいたしました。そのためには多額の費用負担が発生するため、実行に移す事が出来ませんでした。今般、札幌市に本社を置く株式会社ファウンドから、売上看見合った費用負担による経営改善方策として、同社への業務委託の提案を受け、去る2月12日に株式会社新冠ヒルズの臨時株主総会において、4月1日から期間を2年間（延長可能）とする同社への業務委託について決定となりました。業務委託期間中の売上は、全て委託者である株式会社新冠ヒルズで収入となり、必要な経費を委託料として支払うもので、運営に関しては委託者である株式会社新冠ヒルズの指示により、受託者である株式会社ファウンドが業務にあたることとなりますので、これまで新冠ヒルズで行ってきた温泉送迎バスや、割安入浴回数券の販売などは、基本的に引続き実施する考えであります。町民の皆さんには、これまで同様、新冠温泉をご利用いただけますことを、出資団体の新冠町としてお知らせいたします。

次に、新冠町農業協同組合が取り進めておりました「ピーマン集出荷選別施設整備事業」について申し上げます。平成27年9月第3回定例会において、昨年7月に着工しましたピーマン集出荷選別施設整備事業の進捗状況についてご報告いたしましたが、今般、計画していた全ての工事が完成し、本年6月からの施設稼働に向け準備が整いましたので、改

めてご報告を申し上げます。新しいピーマン集出荷選別施設は、鉄骨造一部2階建て、延べ床面積1744㎡で、形状選別機は荷受けラインをオートメーション化し、選別ラインは従来の6レーンから4レーンを増設し、10レーンにするなど処理能力が大幅に改善され、1日当たり処理量は従来の約2倍となる1日当たり20トンとなっております。

当町ではピーマンの生産振興を図るため、平成10年度に形状選別機を導入し、共同選果体制を構築いたしました。共同選果では、生産者個々が選別作業に負われる労働時間を削減し、収穫作業に充てることで生産量の増加と農業所得を向上させるとともに、出荷される製品の品質や形状を均一化することで、ピーマン産地としての市場評価を高め、販路の拡大や安定した価格取引の実現に繋がって参りましたが、その一方では形状選別機の老朽化が著しく、また近年の生産量は現有施設の処理能力を大きく超える量となっていたため、作付面積の拡大を計画された場合には、一部それを抑制せざるを得ない状況でございました。この度の施設整備により、生産者の増産意欲を促し、安心して生産、出荷できる体制が強化され、本年の生産予定面積は昨年よりも2.5haほど多く作付される見込みとお聞きしております。これまでもピーマンは当町の基幹作物として着実に成長して参りましたが、今後とも本施設が有効に活用され、更なる生産振興が図られるよう期待をしておりますし、町としても生産面積の維持・拡大に向けて支援を継続して参りたいと存じます。

次に、昨年10月に発行いたしましたプレミアム付き商品券「新冠町地域商品券」の販売結果並びに利用結果について、ご報告致します。本年度2回目の発行となりました新冠町地域商品券につきましては、国の緊急経済対策として、回復の遅れている地方経済の消費喚起のため、新冠町商工会が昨年4月に発行した新冠町地域商品券に引き続き、北海道の財政支援を受けて、追加発行したものでございます。商品券の販売総額は、1回目に実施した内容と同じく6000万円で、これに25%のプレミアムを上乗せした発行総額は7500万円でございます。広く町民に利用していただくため、販売対象は町内在住の世帯とし、購入限度額は1世帯当たり5万円に定め、昨年10月18日から11月5日の期間で販売いたしました。この間の販売額は3345万円となり、2655万円の売れ残りが生じました。このため1世帯当たりの購入限度額を10万円に改め、11月29日から12月4日までの販売期間を設け、追加販売をいたしましたところ、発売初日での完売となっております。商品券の利用は本年1月31日までの期限とし、利用登録のあった店舗は町内に店舗又は事務所を置く事業所で、商工会に事前登録された食糧・日用品・家電製品等の小売店、飲食店、自動車の販売・整備、建築・塗装業、サービス業など85店舗となり、1回目よりも5店舗増加いたしました。商品券の利用結果でございますが、利用登録店が換金された金額は7476万7500円で、23万2500円が未利用額となっており、換金率は99.7%でございまして、店舗の利用につきましては85店舗のうち71店舗が利用され、店舗利用率は83.5%という結果でございます。利用されたサ

ービスのうち、一番多く利用されたのは食品・文具・日用品等の購入でございまして、次いで自動車の販売・整備。その次は建築や電気工事、塗装など住宅の修繕、リフォーム等に利用されております。このような特徴は前回実施分と同様の傾向でございしますが、単に日用の生活利用だけでなく、商品券発売が個人消費を押し上げ、投資的な消費活動に繋がったことは、町内経済の活性化に一定の効果があったものと理解をしております。

次に「診療所所長の就任について」申し上げます。国保診療所は、昨年12月に入院病床を休止し、外来診療を中心とした診療所へと転換いたしました。新年度からは、保健・福祉・介護との連携をこれまで以上に推し進め、町民の健康管理や増進、疾病の予防、在宅医療に重点を置いた、いわゆる地域医療を担う診療所として運営することとしております。このため、昨年12月末をもって退職された梅津所長の後任には、地域医療に関心が高く、率先して取り組んでいただける医師の招聘について関係機関への紹介等、協議を重ねてまいりましたところ、この度、日高管内の自治体病院に勤務されている医師との交渉がまとまり、当診療所に就任されることになりましたので、ご報告いたします。所長としてお迎えする先生は、現在、日高町の国保診療所に勤務されている上田 睦先生であります。上田先生は、道立札幌医科大学卒業後、道立北見病院をはじめ、道立苫小牧病院、道立釧路病院などに勤務され、現在は日高町立日高国保診療所の所長として勤務されております。現在の日高国保診療所には、3月末まで勤務した後、直ちに当町に転居し、4月4日から診療を開始する予定であります。また、4月から診療所内に新たに「医療相談室」を設け、町民からの医療に関する相談に気軽に応じられる体制を整備し、町民の信頼を受ける地域に根づいた医療機関として診療所の体制づくりに鋭意努力を続け、町民皆さんの健康の保持と医療の安心安全を確保しつつ、診療所運営を展開してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に今定例会に提案しております案件ですが、同意案件2件、報告案件2件、承認案件2件、一般議案10件、平成27年度各会計補正予算6件、平成28年度各会計当初予算7件を提案することに致しております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、**教育長から行政報告を行います。杉本 教育長。**

○教育長（杉本貢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、第4回定例会以降の教育行政に関わって報告いたします。なお、教育委員会の諸事業の報告につきましては、別紙のとおりとさせていただきます、主なものについての説明を申し上げます。

はじめに、「教育委員会委員の活動」について申し上げます。1月10日、教育の各分野において、大きな成果を挙げられた方々の努力に感謝し、その功績を末永く顕彰する新冠町教育賞・教育奨励賞表彰式を挙行し、9個人、1団体に表彰盾の授与を行っております。今回の表彰には、長年に亘り社会教育委員としてご活躍された方、郷土文化、当町の歴史について深く研究され指導された方、当町の郷土芸能に対し設立から活動に至るまでご指導いただいた方、各種スポーツ、芸術等において優秀な成績を収めた方を表彰しております。2月2日、3日の二日間の日程で本年度2回目となります学校訪問を行いました。平成27年度の教育行政執行方針に基づいた各学校、園の運営進捗状況について説明を受け、各学校施設の状況について視察しております。年々学校施設の老朽化が進行し改善に向けた協議を進める必要があるとの認識を深めたところでございます。2月29日には本年度第3回目となります総合教育会議を役場内において開催しております。今回は前回に引き続き教育大綱について協議を持ち、次年度から実施の教育大綱として定めるとともに、教育における現状と課題について協議しております。

次に「学校教育の推進」について申し上げます。新冠中学校卒業生進路希望状況と平成28年度学級編制についてですが別紙資料のとおり掲載しておりますが本年度より認定こども園ド・レ・ミ入園状況につきましても提示しております。概要について、進路希望状況については、進学希望者は47名で就職希望者1名でございます。進学希望先は、静内高等学校26名、静内農業高校6名、私立高校5名、道内公立校9校へ11名の希望で、3月1日現在7名の合格が内定しております。なお、3月3日・4日に公立高校の学力検査が行われ、合格発表は3月16日の予定となっております。学級編制についてですが、学級数では、新冠小学校については第3学年が1学級となるため、全体で1学級の減となります。朝日小学校、新冠中学校は昨年度と同様となっております。児童数は、小学校全体で300名となり前年度より7名の減、中学校の生徒数は154名で3名の減となります。認定こども園ド・レ・ミの入園予定者数につきましては、全体で158名となり、昨年度の見込み入園数から30名多いスタートとなります。また、表の中の割合については、町内の同年齢児童数からドレミに入園している園児の割合でございますので参考までにご覧下さい。豊かな心身の育成についてですが、スケートリンクについては、今年も朝日小学校に開設し、体育の授業として21日間、1025名の利用がありました。さらに1月下旬から土曜、日曜の6日間の開放を行い、312名の利用がありました。昨年度より開設日数が3日間多く、利用人数も73名の増となっております。2月26日新冠小学校、新冠中学校において昭和音楽大学のアウトリーチコンサートが開催され、レ・コード&音楽による町づくりの特色を生かした教育を進めるなかで、特に、直接、質の高い芸術に触れることにより情操教育としても豊かな心を育むことができました。この一体的で継続的な取り組みにより、翌日開かれた昭和音楽大学パートナーシップコンサートでは多くの児童、生徒の姿が見られました。教師の指導力と信頼される学校づくりについてですが、体

罰に係る実態調査結果についてです。昨年度に引き続き2月に北海道教育委員会による、小中学校を対象にした体罰の状況についての実態調査が実施されております。昨年度同様、教職員の他、小学生については保護者、中学生については生徒と保護者を対象にした調査を実施しております。本年度については体罰の実態がないと報告しておりますが、今後とも様々な機会を通じて教師の指導力の向上を図り、体罰を起こさないよう継続して指導してまいります。教育の情報化環境整備の充実と活用を図る目的によりICT教育推進委員会の第3回目を開催し、全学校の教職員からの教育機器の使用状況アンケートの集計結果からの活用状況、改善等の意見から次年度に向けての協議を進めたところでございます。全ての学校で教育機器を有効に活用している状況と、特に本年度から小学校に配付したデジタル教科書については、集中力を高め、学習内容を共有できる等の高い評価が出されておりました。町内の児童、生徒の体力向上を目的とし学校関係者、ドレミ園、社会教育、社会体育関係者により組織しております体力向上推進委員会について第2回目の委員会を開催し、今年度実施した体力運動能力、運動習慣等の調査結果を分析し、向上に向けた取組について協議をしております。今後更に、専門委員会の中で協議を進め、各学校、園と連携しながら体力向上についての次年度の計画を進めたく考えております。

次に、昨年度から実施しております各種検定料助成金補助事業ですが、児童、生徒、保護者からの関心が高く、漢字検定・英語検定、あわせて106件の申し込みがあり、昨年度より30件の増となり、学力向上に資する取組として成果を上げております。地域に開かれた学校経営の充実についてですが、各小中学校では2月にそれぞれ地域参観日を実施しております。今年度の取組としては平成30年度からの全面導入となります道徳の教科化に向けて、道徳を重点にした授業参観の公開を実施しております。今後、全体計画の作成、授業結果の集約、研修会の積極的な参加等、実施に向けた取組を前倒しして、充実した内容で準備できるよう積極的な働きかけを校長会と協議をしながら進めたく考えております。

次に、認定こども園ド・レ・ミの教育・保育について申し上げます。開かれた園の活動として、家庭との連携を深め教育・保育の質の向上を図ることを目的に、2月1日から19日まで3歳児から5歳児の保護者を対象とした個人面談を実施しております。園の様子や家庭での過ごし方などについて情報交換を行い、互いに共通理解が図られる良い機会となりました。2月16日には0から2歳児を対象としたミニミニ発表会を実施しております。45名の幼児が1年間を通した成長を歌、踊り、劇により保護者をはじめとしたご家族63名を前に表現し、会場から暖かい拍手と声援を受けておりました。また、2月3日には、認定こども園ド・レ・ミ「豆まき会」を実施いたしました。子ども達は泣きながらも、大きな声を出して豆をまき、心の中の悪い思いを追い払い、幸せの福の神を招き入れる、日本ながらの古い伝統行事を通した学習の提供を図ることができました。また、幼小連携の取組については、2月9日と3月1日に朝日小学校の5年生との交流会、18日に

は新冠小学校1年生との「わくわく祭り」を生活科の授業の一環として年長児32名が参加しました。交流を通し、4月からの就学に向けた意識の向上に繋がる連携事業となりました。今年度122名でスタートした認定こども園ド・レ・ミですが、0から2歳児の数は4月当初22名でしたが25名増え47名が在籍しております。0から2歳児の入園希望者の問い合わせがあり増加が今後も見込まれますので、安全安心な施設運営を進めるために職員の配置について整備、強化し対応して参ります。

次に、社会教育の推進における、文化団体の活動成果について申し上げます。レ・コード館において、年間を通じて活動しております、市民劇団ど・こーれについてでございますが、本年1月24日、道民活動センターかでの2・7において、札幌公演を開催し、436名の観客を集め、成功裏に公演を終えております。劇団としては、18年間の念願であった札幌公演でしたが、レ・コード館が行なっている、出張レコードコンサートがきっかけで、道民活動センターかでの2・7から紹介いただいた事業で、北海道文化財団の補助金を導入し、実現したものでございます。劇団は、昨年12月の定期公演以降も、札幌公演に向け、熱のこもった練習を重ね、本番では札幌の観客や関係者のみなさんから高い評価をいただきました。頑張る子どもたちの姿、それをサポートする大人の姿、そして札幌の観客と一緒に大きな拍手を贈る、新冠町の方々の姿に、私も大きな感動を覚えたところでございます。また、本年度はレ・コード館ジュニアジャズバンドも札幌において、プロのジャズオーケストラとの共演を果たすなど、レ・コード館における子どもたちの取組みを、札幌を舞台に紹介できたことは大きな成果であったと考えております。

改めて町民の皆さんのご理解あるご協力や、関係者のみなさんのご尽力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。以上で、第1回定例会に対する教育行政報告と致します。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第1号 新冠町公平委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第5 同意第1号 新冠町公平委員会委員の選任について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 同意第1号新冠町公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。公平委員会委員長浜秋一氏は、平成28年3月29日をもって任期満了となりますが、引き続き長浜氏を公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。長浜氏は平成18年に公平委員会委員に選任をされております。公平委員会委員の職務は、公平公正な行政を確保するため、地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益処分を審査するなどを職務とするものでございます。長浜氏は農業委員会委員として5期15年間、公平委員会委員として3期10年間の経験があり、公正で能率的な事務処理にも理解があり、行政についての識見も有する方であり、適任と判断し

再任について同意を求めようとするものでございます。ご審議をいただきまして、提案どおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第1号 新冠町公平委員会委員の選任についての採決を行います。お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 同意第2号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第6 同意第2号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。固定資産評価審査委員会委員植田道治氏は、平成28年5月8日をもって任期満了となりますけれども、引き続き植田氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものでございます。植田氏は平成19年5月固定資産評価審査委員会委員に選任をされております。植田氏は商店を営む傍ら誠実な人柄から団体の役員を務められるなど、人望も厚く、何事にも公平公正な判断ができる方であることから、適任と判断をして、再任の同意を求めようとするものでございます。以上が同意第2号の提案理由でございます。ご審議を賜りまして、提案どおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第2号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第1号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第7 報告第1号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思っております。

◎日程第8 報告第2号 専決処分について

◎日程第9 報告第3号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第8 報告第2号、日程第9 報告第3号 専決処分について

て 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 報告第2号専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めます。次ページをお開き下さい。専決処分書、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり平成27年12月25日付をもって専決処分したものでございます。このたびの専決処分につきましては、昨年10月、町が社会福祉協議会に委託しております移送サービス事業に使用している車両が、送迎の帰り神社前の国道で、相手側の車両の側面に衝突した事故につきまして、物損事故に係る示談が成立いたしましたことから、示談日をもって損害賠償の和解及び損害賠償額の決定、並びに一般会計補正予算を専決するものでございます。なお、50万以下の和解、損害賠償額を決める場合には、議会の委任により町長の専決事項とされていることから、報告案件とさせていただきます。次ページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償額の決定について、平成27年10月23日新冠町社会福祉協議会職員が新冠町所有の移送サービス車を運転中、町道東泊津新冠線と国道235号線の交差点において、国道へ侵入した際、新ひだか町より国道を直進してきた車両の側面に衝突した物損事故につきまして、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定したものでございます。1、和解の相手方(省略)2、和解の内容、新冠町を甲とし、相手方を乙として以下のとおり和解をする。(1)過失割合は新冠町90%、相手方を10%とする。新冠町は相手方に対し、車両修理代34万4444円の90%の31万円を支払う。相手方は新冠町に対し、新冠町の車両修理費13万7073円の10%の1万3707円を支払う。新冠町及び相手方は、本件に関し今後上記の金を除き一切請求しない。損害賠償額につきましては31万円。以上報告第2号専決処分の理由でございます。

続きまして、報告第3号についてご説明申し上げます。報告第3号専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。次のページを開き願います。専決処分書、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したものです。このたびの専決処分につきましては、報告第2号で説明いたしました神社前国道で起きました車両事故について、相手方と人身に係る示談が成立したことから示談日をもって、専決処分したものであります。なお、相手方の慰謝料、医療費及び文書料につきましては、保険会社から本人と医療機関へ直接支払われていることから、一般会計の補正予算は専決処分しておりません。次ページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償額の決定について、平成27年10月23日新冠町社会福祉協議会職員が新冠町所有の移送サービス車を運転中、町道東泊津新冠線と国道の交差点において、国道へ侵入した際新ひだか町より国道を

直進してきた車両の側面に衝突し、事故を起こしました人身事故について、損害賠償の和解及び損害賠償額を次のとおり決定するものでございます。1. 和解の相手方(省略) 2. 和解の内容、新冠町を甲とし、相手方を乙として以下の条件のとおり和解をする。新冠町は相手方に対し慰謝料、医療費、文書料として28万3902円を支払う。相手方は新冠町に対し、本件に関し、今後上記金を除き一切請求を行わない。3. 損害賠償の額28万3902円。以上が報告第2号及び報告第3号専決処分についての提案理由でございます。報告どおり受理いただきますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。報告第2号、第3号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思います。暫時休憩します。再開は11時15分とします。

(休憩 10時59分)

(再開 11時15分)

◎日程第10 承認第1号 専決処分について

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第10 承認第1号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長(中村義弘君) 承認第1号専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定につき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書、平成27年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成27年12月25日付けをもって専決処分したものでございます。このたび専決処分いたしました補正の内容は報告第2号でご説明申し上げました神社前国道で起きました物損事故に関し、12月25日新冠町と相手方で物損事故に係る示談が成立いたしましたことから、示談日をもって専決処分し、修繕料等の支払いを行ったものでございます。予算書の1ページをお開き願います。平成27年度新冠町一般会計補正予算2回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億1632万5千円にしようとするものでございます。(途中説明省略)以上が承認第1号専決処分についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご承認下さいようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 5番武田です。事故の特に多い幼稚園の現場で起きたという当該

の事件ですけども、やはり二度と同じようなことが起きないように今回の事故を分析して、さらにその対策というものをしっかりとすることが必要だと思うし、例えばルートの再考ですとか、そういうことの必要があるのではないかと思いますけども、その辺りは如何でしょうか。

○議長（芳住革二君） 中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 今回の事故を受けまして、すぐ社会福祉協議会の方には移送サービスのルートについて検討いただくよう指導していきまして、現在そのように対応しているところです。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎日程第11 承認第2号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第11 承認第2号 専決処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 承認第2号、専決処分について提案理由の説明を行います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めようとするものでございます。次のページをお開きください。専決処分書でございます。新冠町税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年12月30日付けをもって専決処分をいたしました。内容についてご説明を申し上げますので、もう1ページお開きいただいて、1ページをご覧ください。今回の改正でございますけれども、平成27年12月24日、平成28年度税制改革大綱が閣議決定をされまして、その中で個人番号利用に係る一部の見直し方針が示されました。これを受けまして、平成27年12月25日地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、地方税法上の個人番号の取り扱いについて、一部見直しがされ、平成28年1月1日施行となりましたので、地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。改正の内容について新旧対照表でご説明を申し上げますので、2ページをご覧くださいと思います。改正の条文は2カ所ございまして、いずれも減免申請に係る個人番号の記載については利用しないという内容の改正でございます。（途中説明省略）第51条の町民税の減免規定で、第2項で減免申請書に記載をする内容、添付書類等についての規定ですが改正前は個人法人ともに一般の方に基づく個人番号を記載する規定となっていたものを改正後は個人番号の規定を削除して、法人に限って法人番号を記載することにしていただいております。次のページ、3ページをご覧ください。第139条の3今度は特別土地保有税の減免についての規定でございます。第2項の改正も51条と同様の改正でございまして、個人番号の規定を削除いたしまして、法人番号のみ記載

することとするものでございます。1ページに戻っていただきたいと思ひます。附則でござひます。この条例は平成28年4月1日から施行する。以上が承認第2号専決処分についての提案理由でござひます。ご審議を賜り提案どおりご承認下さいませようお願ひ申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ござひませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

◎日程第12 議案第1号 新冠町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第12 議案第1号 新冠町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議案第1号、新冠町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。新冠町職員の定年等に関する条例の一部改正する条例を以下のとおり定めようとするものでござひます。このたびの改正は、梅津所長の後任所長として4月1日採用予定の上田睦医師につきまして採用時の年齢が73歳であり、新冠町職員の定年等に関する条例第3条に規定する医療業務に従事する医師の定年は年齢65年と規定しているということから、年齢を75年に改める一部改正を行うものです。医師の年齢は一般職と異なりまして、地方公務員法第28条の3第1項に規定する特例定年の制度を活用しております。年齢の引き上げを行うことができるようになってござひます。行政判例では、へき地診療所の医師のように欠員補充が困難であり、在職してもらわねば医療行政が停滞する恐れがある場合などとされてござひます。今後も医師の確保においては、同様の事案が生じることも考えられますことから、年齢の引き上げを行うものでござひます。（途中説明省略）以上が議案第1号新冠町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でござひます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいませようお願ひ申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第1号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） すでに73歳の先生を決定している訳ですから、非常に質問・審議しにくい気はする訳でありますけれども、2点伺いたいと思ひます。現在、73歳という方を決定している訳でありますけど、75歳までの定年でありますから、最長2年間勤務をしていただいて、この2年の間にまた新しい先生を確保したいことを考えているのかどうか、1点目として伺いたいと思ひます。2点目は、このお医者さんは都市部に偏在して

地方での確保は難しいことは、私も十分に理解をしている訳でありますけれども、この定年65歳であります。今判例も聞かせていただきましたけれども、少し判例には当てはまらないのかなと思って聞いておりました。65歳となればやはり次は70歳と、それから75歳というのが順序であると感じる訳でありますけれども、なかなか厳しい現実あっても、多くの自治体病院は、65歳で努力をしているだろうと思っておりますけれども、事例もたくさん調べているようでありまして、75歳を定年としている自治体病院は全道でどの程度あるのかについて、この2点伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） 坂本診療所事務長。

○診療所事務長（坂本隆二君） お答え致します。まず今回4月より就任予定としております上田所長につきましては、満年齢が73歳ということでございます。今回の条例改正が75歳としてございますけれども、その延長についても条例上規定がなされてございます。しかしながら、上田所長につきましては2年あるいは3年、この間に勤務していただきまして、その間、また、新たな新冠町の診療所の地域医療に関心を持っていただいている医師を探しながら、2年あるいは3年勤務していただきたいと考えてございます。それから、75歳の自治体病院の医師ということで、その資料は持ち合わせてございませんけれども、医師の平均年齢と申しますのが、近年上昇傾向にあることは云うまでもなく、特に病院よりも診療所になりますと、体力的に気力があれば、いつまでも長く仕事ができるという医師の職業上の問題もございまして、現在70歳以上の勤務をされている医師というのは、診療所においては約20%程いるという厚生労働省の調査の中で出てございます。したがって、70歳あるいは80歳まで勤務をされている医師は、数多くいると思っておりますけれども、当診療所におきましては、一定の年齢ということで75歳と区切りをつけて考えているものでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第1号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第2号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第13 議案第2号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議案第2号新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。お配りしています資料で説明させていただきます。地方公務員の給与は、人事委員会を置く都道府県及び人口50万人以上の指定

都市は、人事委員会の勧告に基づき、給与を決定いたしますが、それ以外の市町村につきましては、国の人事院勧告の内容に基づき、国家公務員の給与と同一の名前で給与を決定しております。人事院は昨年8月7日本年度の給与改定について、月例給で0.36%、特別給を0.1カ月分引き上げる等の勧告を行っております。人事院勧告につきましては、例年秋の臨時国会で国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布され、これに基づき、12月定例会で新冠町職員の給与条例の一部改正を行ってりましたが、臨時国会が召集されず、1月4日召集の通常国会に上程され、28年1月26日法律第1号として公布されており、これを受けまして、新冠町職員の給与に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。はじめに月例給の引き上げについてです。一般職及び再任用職の給料表を0.36%引き上げる改正を行うものですが、改定率につきましては、若年層に厚く、高年齢層に低い改定率となっております。次に、勤勉手当の引き上げについてです。一般職にあつては0.1カ月分。再任用職員はその半分の0.05月の引き上げが勤勉手当に加算するもので、平成27年6月及び12月の支給の勤勉手当に0.05月、再任用職にあつては0.025月を加え、それぞれ0.8月、再任用職員については0.375月に改定するものでございます。改正条例の給与の適用につきましては、平成27年4月1日以降の給料及び平成27年6月及び12月の勤勉手当に適用されるものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。以上が議案第2号新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第2号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第2号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第3号 新冠町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第14 議案第3号 新冠町手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） 議案第3号新冠町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。新冠町におけます小動物火葬炉は、平成14年に設置され、公衆用道路において回収された死体動物及び各家庭において亡くなった愛玩動物の死体火葬を担う施設としてこれまで多くの方の利用に供してきました。特に近年のペットブームの高まりから当該施設の利用は高まりつつある状況にあります。動物愛護と環境

保全を目的とした当該施設は、町内外を問わず広く公共の用に供するべき施設であること、及び現行町民3000円の手数料に対し、4倍を超える1万2300円の手数料を町外の利用者に求めることは、人体の火葬手数料が町外者のとき1.5倍であることと比較したとき、均衡を欠く面があること等から、町外の方1頭についての手数料を改める新冠町手数料条例の一部を改正するものです。新旧対照表で説明しますので、2ページをお開き願います。新冠町手数料条例の一部改正です。別表第2条第1項関係中(25)小動物火葬手数料 町外1頭につき1万2300円を(25)小動物火葬手数料 町外1頭につき5000円に改めるものです。なお、町民町外の手数料差額2000円については、火葬に要する灯油等の諸経費について町外の方にご負担いただくという考えによるものです。

1ページにお戻りください。附則としましてこの条例は、平成28年4月1日から施行するものです。以上が議案第3号新冠町手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第3号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第4号 新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(芳住革二君) 日程第15 議案第4号 新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長(中村修二君) 議案第4号新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行います。固定資産の評価や価格等に係る審査並びに不服申し出につきましては、地方税法の定めるところにより、新冠町固定資産評価審査委員会条例で行政不服審査法を準用しながら、審査の申し出、手続等について定めていただいております。今回の改正は行政不服審査法が平成26年6月13日に、また同法施行例が、平成27年11月26日に公布をされ、平成28年4月1日から施行されることから、この施行にあわせて町条例の一部について、改正を行おうとするものでございます。改正の内容につきまして新旧対照表でご説明を申し上げますので、4ページをお開きいただきたいと思っております。第4条でございます。第4条は審査の申し出についての規定で、第2項では、審査申出書の記載事項について規定をしております。第1号、「住所」の次に、「又は居所」を加え、第2号から第4号をそれぞれ1号ずつ繰り下げしまして、第1号の

次に第2号として審査の申し出に係る処分の内容を加えるものでございます。次に、第3項でございますけれども、第3項は、法人等の審査申し出の規定となっております、前項同様に「住所」の次に「又は居所」を加えます。あわせて法令の名称の改正を行います。さらに、新たに6項といたしまして、審査申出人の資格を失った場合における書面での届け出規定を加えるものでございます。次、第6条は書面審議についての規定でございます。次の5ページをお開きいただきたいと思います。現行規定の第6条第2項のただし書き部分を削りまして、第2項を第3項として、第3項を第4項といたします。前の4ページにお戻りいただきたいと思います。第6条の第1項の次に第2項として、新たに前項の規定に関わらず電子情報処理組織を使用して、弁明がされた場合には、前項の規定にしたがって、弁明書が提出されたものとみなす規定を加えるものでございます。もう一度5ページをお開きいただきたいと思います。第5項として、新たに追加をいたします委員会は審査申出人から反論書の提出があった時は、これを町長に送付する旨の規定を加えるものでございます。10条、11条は新たに加えることとなります。第10条として手数料の額と、第11条として手数料の減免の2条を加えます。新たな10条につきましては、審査申し出人は審査手続が終了するまでの間、提出書類の閲覧や当該書類の写し等の交付を求めることができますが、関係書類等の写しなどを求めた場合に、納付しなければならない手数料の額について、別表に定める交付区分に応じて定めることを規定するものでございます。第2項では、その手数料については公布の際に、納付することを規定するものでございます。新たに追加いたしました11条でございますけれども、審査申出人が経済的困難により、手数料を納付する資力がないと認めたとときの規定でございます、行政不服審査法の規定に準じまして、交付の求め1件について、2千円を限度に手数料を減額、または免除できることを規定するものでございます。6ページに移ります。第2項でございます。第2項はその免除等を受けるものの、当該免除等を求める理由を記載した書類について、申請と同時に提出をしなければならないこととし、第3項ではその審査申し出人が生活保護を受けていることを理由とする場合にはその証明書を。その他の理由とする場合には、その事実を証明する書類を添付することを規定するものでございます。条文の追加に伴いまして、現行第10条議事についての調書を第12条とし、1項中前3条あるものを第7条から第9条に改めます。また、同様に現行条例第11条の決定書の作成の規定を第13条として第1項の条文においては、の次に、「次に掲げる事項を記載し、委員会が署名押印した」を加え、第1号に主文、第2号に事案の概要、第3号に審査申出人及び町長の主張の要旨、第4号に理由と決定書に必要とする記載事項について規定をするものでございます。現行の12条それから次のページの現行第13条についてもそれぞれ条文を繰り下げまして、それぞれ第14条第15条と改めるものでございます。7ページをご覧ください。別表の規定でございます。新たに規定する第10条、審査申出人等が関係書類等の写しを求める場合に納付を求め手数料の額を定めるものでございます。2ページにお戻りいただきたいと思います。附則でございます。第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行

するものでございます。第2項改正後の規定は平成28年度以後の年度分の固定資産税にかかる固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について、適用し平成27年度までの固定資産税にかかる固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格にかかる審査の申し出についてはなお、従前の例によるものとするものでございます。以上が議案第4号 新冠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第4号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第4号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第5号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第16 議案第5号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 議案第5号、過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。今回の提案でございますけれども、本条例の基になっております過疎地域自立促進特別措置法の適用期限が平成33年3月31日まで延長されていることに伴いまして、本条例の適用期限につきましても、同様に延長しようとするものであります。改正の内容についてご説明申し上げますので、次のページをご覧くださいと思います。附則の改正でございます。平成28年3月31日とあるものを平成33年3月31日に改めようとするものでございます。前の1ページにお戻りいただきたいと思います。附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上が議案第5号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第5号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第5号につ

いて採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第6号 学校林条例を廃止する条例について

○議長(芳住革二君) 日程第17 議案第6号 学校林条例を廃止する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。工藤管理課長。

○管理課長(工藤匡君) 議案第6号、学校林条例を廃止する条例について、以下のとおりに定めようとするものでございます。提案理由についてご説明申し上げます。明治以降の古い歴史を持つ学校林の設置については、その目的に学校林を通じ、生徒の林業教育に資し、あわせて学校経営に必要な基本財産を造成し、森林資源の場合を図ることとされ、主に基本財産や建築資材、燃料資材として利用されておりました。当町においては、昭和36年に条例を制定いたしまして、学校林を指定しておりましたが、学校の鉄筋コンクリートによる新設や、石油暖房設備等導入により、建築木材の建築燃料等の用途がなくなる一方、管理等の手間、また木材価値の下落により指定しておりました、各学校の学校林につきましては、平成2年より順次処分を行いまして、平成20年度の学校統合による記念行事により、すべての学校林を伐採・売却を進めておりましたが、旧節婦小学校の学校林に指定していました一部1.36haにつきましては、保安林に指定されておまして、伐期となる本年まで伐採できない状況でありました。しかし、平成27年11月に期間満了となりましたので処分し、これをもって学校林の指定がなくなりましたので、また新たに学校林として指定する今後の計画もないことから、学校林条例を廃止するものでございます。附則でございしますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上が議案第6号学校林条例を廃止する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第6号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) 1番竹中です。ただいま説明の中で、学校林の趣旨について、何か授業を行うためとか、それぞれの学校の行事をするための収益事業を目的とすることと同時に、生徒の自然と学ぶ教育ということも趣旨の1つであったかと思えます。それであれば、そういったことはわが町の学校に対して、特に朝日小学校の朝日の森です。あの辺はそれに該当するのではないかと思いますけれども、その辺りのことについてご見解を伺いたいと思います。

○議長(芳住革二君) 工藤管理課長。

○管理課長(工藤匡君) お答え致します。朝日小学校におきましては、昭和42年に緑丘、現在の牧野の付近になりますか、3.60haを学校林として指定しておりました。昭和46年に維持管理が困難という理由で返地しております。先ほど申し上げましたよう

に、学校林の用途につきましては、建築資材や燃料として利用される場合が多く、全国的の75%が学校から離れた場所を指定してございます。学校敷地内にあります朝日の森については、学校が自然環境学習の場として、その都度利用できる状況にあるために、改めて指定する必要がないと考えているところです。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 慌てて今廃止する必要はないと思うのです。あそこを実際に教育の場として利用していることであれば、教育に関係なくなるということも考えづらいところもあるのですけれども、ですから、今すぐ廃止しなければならない理由がわからない・・・

○議長（芳住革二君） 竹中議員、学校林に指定されていないところを残すことですか。そこをちょっとはつきりして下さい。今質問している内容は学校林として、指定してないから、改めてそこを学校林に指定して残せということか、はつきりして下さい。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 現在、そういうことで利用しているのであれば、今の条例にも合致することを考えた場合に、今すぐ廃止しなくてもよいのではないかとということが趣旨で、改めてその学校林として指定することもこれは可能でないかと考えるので質問します。

○議長（芳住革二君） 工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） この学校林の指定については、基本的には伐採それから、売却して植栽することでありまして。そのためにどちらかという森林資源を伐採しながら、育てていくことがありまして、なかなか管理的には大変なものということで、全国の学校に対する学校林の保有率も7.1%しかなく、北海道に至っては4.7%しかない状況です。先ほど申し上げましたとおり学校林につきましては、そういった用途はなくなったものの、環境とかそういった部分につきましては、近隣の朝日の森だとか、判官館森林公園だとかを活かしながら、学習することが可能でありますので、この用途として使う学校林の条例については、もう必要がないという見解のもと廃止するものでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第6号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時とします。

(休憩 11時58分)

(再開 13時00分)

◎日程第18 議案第7号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第18 議案第7号 新

新冠町過疎地域自立促進市町村計画の策定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 議案第7号、新冠町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、提案理由を申し上げます。新冠町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり定めることにつきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。現在定めております新冠町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成12年に10年間の時限立法として、過疎地域自立促進特別措置法が施行され、その際10年間の市町村計画を策定いたしました。その後、特別措置法が平成22年度から平成27年度までの6年間延長されたことに伴い、期間を6年間とする市町村計画を策定し、現在に至っております。この間、東日本大震災の影響で、過疎対策事業の大幅な遅延が想定され、特別措置法の期間内に、計画的に施策を展開することが困難との理由から、平成24年に特別措置法の期間を、平成28年度から平成32年度までの5年間延長することが決定となっております。特別措置法は、人口の著しい減少に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が、他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び、美しく風格ある国土の形成に寄与することが目的となっております。講じられる特別措置は、大きく分けて、財政、行政、金融、税制の面となっており、中でも、特に当町がまちづくりを推進する上で、財政運営に有効かつ欠くことができない過疎対策事業債があります。市町村計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められた地方債、いわゆる借入金でありまして、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税により措置されるものです。これらの特別措置を受けるために、平成28年度を始期とする、5年間の新たな市町村計画を定めるものです。市町村計画は、都道府県が定める、過疎地域自立促進方針に基づき、あらかじめ、都道府県と協議し、議会の議決を経て計画を定めることができるとされており、当町の計画に係る北海道との協議は、平成28年2月19日に整っております。策定する市町村計画は、特別措置法で規定されております1、地域の自立促進の基本的方針に関する事項。2、農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項。3、交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項。4、生活環境の整備に関する事項。5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項。6、医療の確保に関する事項。7、教育の振興に関する事項。8、地域文化の振興等に関する事項。9、集落の整備に関する事項。10、その他、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項を記載しております。当町の計画につきましては、第5次新冠町総合計画を基本として、今後計画されているものや、必要となる見込みの事業等を取りまとめた、まちづくり事業を記載しております。施策分野別では、産業の振興で39事業、交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進で26事業、生活環境の整備で30事業、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増

進で30事業、医療の確保で7事業、教育の振興で31事業、地域文化の振興等で9事業、集落の整備で9事業、その他地域の自立促進に関し必要な事項で9事業の合計151事業を登載しております。計画の実施にあたりまして、登載のない事業が出てきた場合は、所定の手続きにより、必要に応じて北海道との協議、議会の議決を経て計画を変更し、推進することとなります。以上が議案第7号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第19 議案第8号 町道の路線認定について

○議長（芳住革二君） 日程第19 議案第8号 町道の路線認定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議案第8号、町道の路線認定について提案理由を申し上げます。道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり認定しようとするものでございます。2ページの路線認定調書をご覧ください。図面番号①、路線番号228、路線名第1号線1号支線、起点は北星町15番2、終点は北星町15番18で総延長は90.7mでございます。次に3ページの図面をご覧ください。はじめに当該路線の場所についてですが、字北星町地内、法泉寺道路向かいに位置する路線でございます。道路用地については、平成27年10月30日付けにて、土地所有者から字北星町15番地69、面積A=802.85㎡の土地を寄付していただき、現在は新冠町の所有地になってございます。現在、2戸の住宅が建設されており、道路敷地幅は6mとなっております。町道の認定基準といたしまして、「道路に直接関係する定住戸数が2戸以上あり、道路延長が概ね100m以上となる路線」・「道路に必要な用地幅6mの確保ができる路線」等の条件にあてはまるため、この度、町道認定をしようとするものでございます。なお、今後の路線整備計画等については、町の財政状況や家屋の建設状況をみながら、検討していきたいと考えてございます。次に2ページに戻り、路線認定調書をご覧ください。図面番号②、路線番号229、路線名西泊津環状線1号支線、起点は西泊津86番7、終点は西泊津77番2で総延長は560mでございます。次に4ページの図面をご覧ください。はじめに当該路線の場所についてですが、字西泊津地内、西泊津環状線との交点から株式会社日高食肉センターまでの路線でございます。道路本体と道路用地については、平成28年1月6日付けにて、株式会社日高食肉センターより寄付の申し出があり、平成28年1月8日付けで寄付の申し出を受諾したところでございます。道路用地として寄付の申し出を受けました新冠町字西泊津76番4外15筆、合計面積A=1万2677㎡の登記承諾書の提出を確認した後、平成28年1月28日に所有権移転登記を行い、現在は公衆用道路敷地として新冠町の所有地になってございます。町道の認定基準といたしまして、「道路延長が概ね100m以上となる路線」・「道路に必要な用地幅6mの確保ができる路線」等の条

件にあてはまるため、この度、町道認定をしようとするものでございます。以上が議案第8号町道の路線認定についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第8号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第8号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第9号 町道の路線廃止について

○議長（芳住革二君） 日程第20 議案第9号 町道の路線廃止について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議案第9号、町道の路線廃止について提案理由を申し上げます。道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり廃止しようとするものでございます。2ページの路線廃止調書をご覧ください。図面番号①、路線番号131、路線名美宇東川線、起点は東川216番7、終点は美宇69番2で総延長は2349mでございます。次に、3ページの図面をご覧ください。はじめに当該路線の場所についてですが、字東川2地区の旧渡辺宅付近の東川線との交点を起点とし、字美宇新田宅付近の美宇1号線との交点を終点とする路線でございます。平成19年度から日高中部4期地区広域農道整備事業により、整備を進めておりました元神部町有牧野芽呂線が平成27年度で本線部分が完成し、平成28年4月1日より供用開始することに伴い、広域農道から東川線を経由して美宇方面へ接続する美宇東川線について、図面のとおり路線廃止をしようとするものでございます。町道認定は昭和57年3月18日で、認定延長は、L=2349mとしておりましたが、元神部町有牧野芽呂線の供用開始により、当該路線の利用頻度は極端に少なくなることが予想されるため、この度、路線を廃止しようとするものでございます。次に2ページに戻り、路線廃止調書をご覧ください。図面番号②、路線番号205、路線名東川町有牧野2号線、起点は東川328番5、終点は緑丘122番8で総延長は2093mでございます。次に、4ページの図面をご覧ください。はじめに当該路線の場所についてですが、字東川元神部町有牧野事務所前の道道新冠平取線との交点を起点とし、字緑丘川筋宅付近の道道との交点を終点とする路線でございます。平成19年度から日高中部4期地区広域農道整備事業により、整備を進めておりました元神部町有牧野芽呂線が平成27年度で本線部分が完成し、平成28年4月1日より供用開始することに伴い、広域農道の起点側交点の東川町有牧野2号線について、図面のとおり路線廃止をしようとするものでございます。町道認定は平成9年3月12日で、認定延長はL=2093mとし

ておりましたが、現在、広域農道起点側交点から緑丘方面に続く当該道路を利用しているのは、殆どが町有牧野職員となっており、今後につきましては町有牧野第1牧区の管理用道路として、牧野職員により維持管理をして行こうとするものでございます。以上が議案第9号町道の路線廃止についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第9号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 7番椎名です。この廃止路線の説明がありましたけども、これは今でもそんなに使われている道路ではない。これは最終的には町道で町が管理するのではなく、国有林だとか入っていますから、町が管理ではなくて、今度は国有林になったり、それから緑丘のところは、今度は牧野が管理することで通れなくなることはないですよ。町道から廃止になって、自分たちが通ることができないことではないですよ。入口を閉鎖するとかではないですよ。

○議長（芳住革二君） 坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 一応、敷地としては公衆用道路として残す訳でございます。ゲート等で施錠して通せなくなるような様子には、今のところ町としては考えておりません。ただ、美宇東川線ですね。国有林地がちょうど山の頂上辺りにあるのです。日高南部森林管理署に説明にいった時に、どうしてもここを通してほしいのだと。でなければ、国有林内に行けないので通してほしいのだと。そういう申し出があった訳でございます。そこは占用料をいただいて、貸すという仕組みにしようと思うのです。そういった場合に、今度は管理下が森林管理署になりますので、どういった形で使うようになるか、その辺は協議しなければいけない考え方でございます。原則としては通れる訳でございますけども、国有林に貸した場合に、国有林側どういう考え方をするかというのは、まだ決定しておりません。あと、道路の管理をどうするのだという質問がございました。町有牧野側の道路に関しましては、今度は牧野側が中心になって管理するという恰好になるかと思えます。しかし、あくまで公衆用道路ですので、どうしても牧野ができない部分があれば、例えば建設水道課で舗装の穴を埋めたりとか、そういう簡易的なお手伝いはしようと思っております。美宇東川線については、東川側は今後は、国有林側で森林管理署の方で管理するでしょうし、もう一方の美宇側については農家の方が使いたいとおっしゃっていますので、農家の方ができる範囲でやっただく恰好になるかと思えます。ただ、全部農家の方にというのではなくて、状態を見て、相談には応じたいと考えております。以上です。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第9号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第10号 町道の路線変更について

○議長（芳住革二君） 日程第21 議案第10号 町道の路線変更について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

○建設水道課長（坂東桂治君） 議案第10号、町道の路線変更について提案理由を申し上げます。道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり変更しようとするものでございます。2ページの路線変更調書をご覧ください。図面番号①、路線番号31、路線名共栄線、起点は大狩部158番1、終点は共栄3番5で、総延長は2515mでございます。次に、3ページと4ページの図面をご覧ください。はじめに当該路線の場所についてですが、厚別川左岸、国道橋から上流600mに架かる日高町が管理する厚別橋との交点を起点とし、2500mほど上流沿いに進んだ清水橋を過ぎたところを終点とする路線でございます。別添図面のとおり、当該路線の中間ほどに位置するS字カーブであった道路が、日高自動車道建設工事に伴う作業用道路工事により、ショートカットし直線化され、道路の位置および延長が変わりますので、路線変更をしようとするものでございます。当該路線の町道認定は、昭和57年3月18日で認定延長は、 $L = 2515\text{m}$ としておりましたが、今回の路線変更に伴い $L = 16\text{m}$ を減じ、 $L = 2499\text{m}$ に変更しようとするものでございます。次に2ページに戻り、路線変更調書をご覧ください。図面番号②、路線番号103、路線名元神部町有牧野芽呂線、起点は東川328番3、終点は美宇126番4で、総延長は8791.1mでございます。次に、5ページの図面をご覧ください。当該路線の位置についてですが、字東川元神部町有牧野事務所付近の東川町有牧野2号線との交点を起点とし、字美宇竹中宅付近の美宇若園線との交点を終点とする路線でございます。平成19年度から日高中部4期地区広域農道整備事業により、整備を進めておりました当該路線が平成27年度で本線部分が完成し、平成28年4月1日より供用開始することに伴い、広域農道の起点部分にある東川町有牧野2号線を路線廃止し、新たに元神部町有牧野芽呂線の起点を道道新冠平取線との交点に変更をしようとするものでございます。直近の路線変更は平成24年3月7日で、変更後の延長は $L = 8791.1\text{m}$ としておりましたが、今回、町道東川町有牧野2号線の起点部分を新たに $L = 338.3\text{m}$ 追加し、当該路線の認定延長を $L = 9129.4\text{m}$ に変更し、起点の地番を東川328番5に変更しようとするものでございます。以上が議案第10号町道の路線変更についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第10号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないので、討論を終結いたします。これより、議案第10号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可

決されました。

◎日程第22 議案第11号 平成27年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第22 議案第11号 平成27年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議案第11号、平成27年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。1ページをお開き願います。平成27年度新冠町一般会計補正予算、このたびの補正は4回目になります。歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3457万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億8175万5千円にしようとするものでございます。このたびの主な補正の内容についてですが、人事院勧告に基づく人件費の補正で、本年度の給与改定につきましては、給料で平均0.36%、勤勉手当で0.1ヶ月分引き上げる改定を行っており、勤勉手当は全職種、給与改定におきましては、差額の支給の対象となる職員は30歳前半の約70名。その影響額は勤勉手当を含めまして、全会計で806万4000円となっております。その他の主なものといたしまして、ふるさと納税特典品贈呈事業費の増額、有害鳥獣捕獲対策費の増額、新冠温泉指定管理料の増額、燃料単価値下げに伴う減額などとなっております。なお、人件費及び燃料費の補正は、特に説明が必要な節以外は、省略させていただきますのでよろしくお願いたします。（途中説明省略）以上が議案第11号平成27年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。暫時休憩とします。再開は2時15分とします。

（休憩 14時 2分）

（再開 14時15分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。これより、本案に対する質疑を行います。発言は、歳出は「項」ごとに、歳入は「ページ」ごと一括質疑で行いますので、内容を取りまとめ簡潔に行うようお願いいたします。なお、質疑は歳出から行いますので、13ページをお開き下さい。13ページ。1款議会費・1項議会費ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、14、15ページ。2款総務費1項総務管理費ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、16ページ。2項徴税费ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、17ページ。3項戸籍住民基本台帳費ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、18ページ。4項選挙費ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、19、20ページ。3款民生費・1項社会福祉費ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、21ページ。2項児童福祉費 ありませ

んか。(なしの声あり) ないようですので、22ページ。4款衛生費・1項保健衛生費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、23ページ。2項清掃費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。3項水道費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、24、25ページ。5款農林水産業費・1項農業費ありませんか。はい、鳴海議員。

○11番(鳴海修司君) 2目の19節経営体育成支援事業補助金ですけどこれは12月の補正で上ったものでなかったですか。

○議長(芳住革二君) 島田産業課長。

○産業課長(島田和義君) 議員おっしゃるとおり12月の補正予算で提案させていただきました。この事業につきましては、昨年11月に追加要望調査がございまして、農協に照会をしたところ1件の申請があることとございました。この事業につきましては、3月中に事業が完了しなければいけない。それから、指令前着工はできないことがございますので、事業採択の見込みはその時点ではございませんでしたが、12月補正で計上させていただきましたけれども、採択になりませんでしたので、今回減額するものです。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、26ページ。2項林業費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、27ページ。6款商工費・1項商工費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、28ページ。7款土木費・1項道路橋梁費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、29ページ。3項住宅費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。8款消防費・1項消防費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、30ページ。9款教育費・1項教育総務費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。2項小学校費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、31ページ。3項中学校費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。4項認定こども園費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、32ページ。5項社会教育費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、33ページ。6項保健体育費ありませんか。はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) 19節の活動休止した団体は、どの団体でしょうか。

○議長(芳住革二君) 山本社会教育課長。

○社会教育課長(山本政嗣君) 美宇にございます剣道の少年団であります。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。11款公債費 1項公債費ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、歳入に入ります。戻って、8ページをお開き下さい。質疑はページごとに一括して行います。8ページ。9款地方交付税、12款使用料及び手数料ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、9ページ。13款国庫支出金 14款道支出金・1項道負担金ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、10ページ。2項道補助金、3項道委託金 15款財産収入ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、11ページ。16款寄附金、

17款繰入金19款収入 4項雑入 ありませんか。(なしの声あり)
ないようですので、12ページ。5項受託事業収入 20款 町債 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、歳入・歳出の全般にわたって、質疑ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行ないます。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第11号について、採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第12号 平成27年度新冠町簡易水道事業 特別会計補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第23 議案第12号 平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 議案第12号、平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算の提案理由についてご説明申し上げます。このたびの補正の主な理由は、人件費の増額と負担金及び工事費等の執行残を減額補正するものでございます。1ページをお開きください。今回は2回目でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万7千円を減額し、総額を4億3233万6千円にしようとするものでございます。(途中説明省略)以上が議案第12号平成27年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいませようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) 1番竹中です。支出の1項の19節の負担金及び交付金の減額となっています。これがN T Tの専用回線の負担金となっておりますけれども、この専用回線にかかった金額についてお伺いします。

○議長(芳住革二君) はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) かかった金額でございますが、130万7168円でございます。

○議長(芳住革二君) はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) これは例えば、役場なりどこかでリモートして水源等を管理することかなと思うのですけれども、この回線というのは、本来はN T Tの負担金工事でやるのかなと思うのですけれども、このように係ることであれば、例えば光回線の形なのではないか。

○議長(芳住革二君) 坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 太陽芽呂浄水場のデーターをN T T回線によって役場建設水道課のパソコンに送られてくるというシステムです。太陽の方はもう動かし出しまして、施設も出来ておりますので、回線はひいていたのですが、電柱を立てるということがまだなされていなかったのです。その電柱を立てて、線をしっかり乗せる仕事で、見積もりをいただいていたのです。このたび事業が終わって精算しましたところ差額が出たことでございます。

○議長(芳住革二君) はい、竹中議員。

○1番(竹中進一君) わからないからお伺いするのですが、そういったものに対しては、本来はN T Tがもってくれそうな気もするのですが、それはメタル回線ということではよろしいですか。

○議長(芳住革二君) はい、坂東建設水道課長。

○建設水道課長(坂東桂治君) 個人の電話回線だとかはN T Tでもってくれるのですが、施設の電話回線を含めてデーターの送り込む費用というのは、設置者で負担しなければいけない取り決めになっていまして、このたび町側で負担したものでございます。光回線ではなくて、メタル回線です。

○議長(芳住革二君) ほかに、ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第12号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第13号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計 事業勘定補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第24 議案第13号 平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堤保健福祉課長。

○保健福祉課長(堤秀文君) 議案第13号、平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算につきまして提案理由をご説明いたします。次のページをお開きください。今回の補正は3回目でございます。平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億874万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5494万2千円とするものでございます。今回の補正の主な理由でございますが、歳出におきましては、高度急性期医療、難病、がん、人工透析等の治療が重なりまして、一般被保険者の医療費が当初予算を上回ります決算見込みとなったことから、それに伴い高額療養費も増加し、この医療費の補正を行うものでございます。

2つ目としましては、退職被保険者の医療費と高額療養費が決算見込みで大幅に減少したことに伴う補正でございます。もう1点は、国保診療所にかかります交付金の額が決定したことに伴い、直営診療施設繰出金の増額でございます。また歳入におきましては、医療費の増加に伴いまして、国・道の交付金、高額療養費共同事業交付金などの増額申請に伴います予算の増、また前年度の財源留保分の繰越金への充用などが主な補正理由となっております。(途中説明省略)以上が議案第13号平成27年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第13号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第14号 平成27年度新冠町後期高齢者医療 特別会計補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第25 議案第14号 平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堤保健福祉課長。

○保健福祉課長(堤秀文君) 議案第14号、新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして提案理由を申し上げます。次のページをお開きください。今回は2回目の補正でございます。平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のように定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6758万5千円とするものでございます。今回の補正は27年度の広域連合の決算見込みによりまして、保険料の負担金の減額算定通知が行われまして、それに伴います負担金の減額と、被保険者の方から徴収させていただきます保険料の減額でございます。(途中説明省略)以上が議案第14号平成27年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第14号について採決を行います。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第15号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計 事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第26 議案第15号 平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山下特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（山下利幸君） 議案第15号、平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について説明申し上げます。1ページをお開きください。平成27年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算、今回が3回目の補正でございます。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1509万3千円としようとするものです。このたびの補正は、歳出で人事院勧告に基づく人件費の補正及び燃料単価の引き下げによります燃料費の減額。歳入では恵寿荘・ショートステイに係る介護報酬の引き下げ及び制度事業の見直し等によりますサービス費収入の補正となっております。（途中説明省略）以上が議案第15号新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいませようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝因君） 6ページの老人ホーム入所者補足給付費収入の、もしわかっておりましたら、その項目と人数を大まかでよいのですけれども、ちょっと教えてほしいのですけれど。

○議長（芳住革二君） はい、山下特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（山下利幸君） 給付費の対象でございますけれども、第2階層に該当する方が917名。第3階層に該当する方が95名。そして第4階層に該当する方が687名というショートステイの利用者の方の該当になっております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第15号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第16号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所 事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第27 議案第16号 平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本診療所事務長。

○診療所事務長（坂本隆二君） 議案第16号、平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算につきまして提案理由を申し上げます。議案の1ページをご覧ください。平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算、今回は第3回目の補正となります。第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5万1千円にしようとするものであります。このたびの補正は、人事院勧告による人件費及び新ひだか町との医療連携にかかる昨年12月から3月分までの負担金の追加のほか、無床化に伴う減額。歳入におきましては、国保特別調整交付金の追加による増が主なものとなっております。（途中説明省略）以上が議案第16号平成27年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番竹中です。6ページの国保会計繰入金が増加となっておりますけれども、これは入院患者に対する国からの補助が増えたことによる説明でございましたけれども、これは、例えば入院患者が今度新冠から新ひだかの町立病院に移動した経緯もあるのですけれども、今後そうした入院患者に対しても反映されると考えてよろしいでしょうか。

○議長（芳住革二君） 坂本診療所事務長。

○診療所事務長（坂本隆二君） この特別調整交付金につきましては、国保の直営診療所、そののへき地診療所に係る調整交付金ということで、算定基礎が1月から12月までの入院患者について加算金が出ていることになってございますけれども、今回医療連携によりまして、新ひだか町に新冠町の町民を受け入れていただいておりますけれども、その部分については、この中には一切反映されないことになってございます。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○1番（竹中進一君） 今さらですけれども、当初930万円と見込んでいたものが7600万円入ってきたと。いうことになれば、それだったら病院連携もちょっと考え違ったかなと思うのですけれども、これに関してお考えありましたらお願いします。

○議長（芳住革二君） 坂本診療所事務長。

○診療所事務長（坂本隆二君） この調整交付金につきましては、平成26年度年度末に

なりまして制度改正がなりました。平成26年度の会計におきましても、専決処分をさせていただいて、収入を増にしたということがございますけれども、この入院に係る加算金が、いつまで続くというのは保証のない話でございますけれども、これとは別に当町が、無床化をした考え方はこの交付金をあてにするのではなくて、当町の診療所のあり方として無床化を選択したことでございますので、この交付金に左右されるものではないとご理解願います。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野です。歳出の部分で質問いたします。7ページ、19節の医療連携負担金の部分ですけれども、この部分の説明の中で、退職者5名分の人件費に係る部分も入っていたと思うのですけれども、その人件費を抜いて、純然たる連携部分では概算でよろしいのでいくらかかったのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 坂本診療所事務長。

○診療所事務長（坂本隆二君） 割愛により12月1日から、新ひだか町に異動した職員5名分の期末・勤勉手当の関係でございますけれども、12月に支給されます期末・勤勉手当の基準日は12月1日です。その時点では新ひだか町に籍を移してございますので、支給は新ひだか町で行ってございます。しかしながら、この期末・勤勉手当の支給の考え方は、6月から11月までの勤務の実績に応じて支払うべきものでございまして、12月1日付で新ひだか町に異動になってございますけれども、当町に勤務をしていたこの期間の算定部分ということがありますので、今回その分を支出することでございます。5名分の12月支給の期末手当につきましては、478万2390円となっております。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） それでは、今回の医療連携負担金の部分の人件費400万を抜いた差額分が医療連携入院している患者さんと、通院する部分での連携の費用と考えてよろしいですね。

○議長（芳住革二君） 坂本診療所事務長。

○診療所事務長（坂本隆二君） 純然たる医療連携については1130万を見込んでございますけれども、もともと平成26年度の新ひだか町の町立2病院の決算をベースに算定をしたものでございまして、現時点では11.6%の利用ということがありますので、その部分を算定いたしまして、4ヶ月分を概算で今回計上していることでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝因君） 反対します。基本的な考えは昨年12月の定例会で一般質問でお話しましたが、やはり医療連携は日高全体の中で考えるべきで、特定の隣の新ひだか町に支払うのは筋が通らない面があると思いますので、反対いたします。

○議長（芳住革二君） 賛成討論の発言を許可いたします。はい、武田議員。

○5番(武田修一君) 時代の流れ、推移を考えると、これは仕方ないことなのかなと思いますので賛成します。

○議長(芳住革二君) ほかにありませんか。ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第16号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長(芳住革二君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(15時12分 散会)